

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼女性相談支援員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

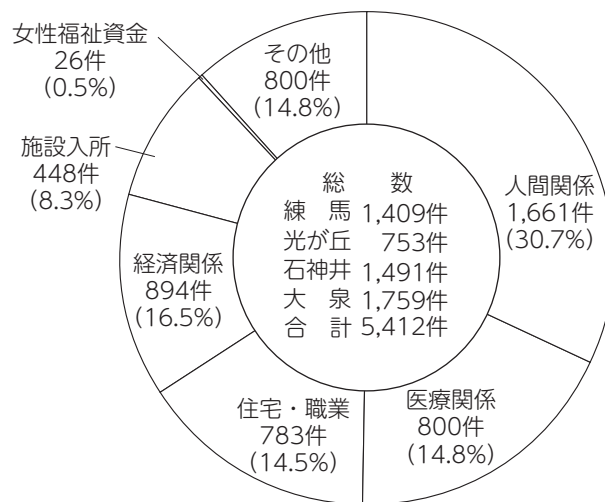
経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 7年度

項目	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉	合計
相談実人員（人）		642	1,183	1,642	645	4,112
合計件数（件）		1,039	1,844	2,629	849	6,361
生活 一般	住 宅	33	21	332	29	415
	医 療	38	42	255	57	392
	家庭紛争	75	128	447	100	750
	就 労	33	149	131	120	433
	その他（結婚・内職・家事援助他）	144	222	273	127	766
児 童	養 育	55	174	117	74	420
	教 育	12	16	32	26	86
	非 行	—	—	2	—	2
	就 職	—	1	—	—	1
	その他	24	7	13	8	52
生 活 資 金 等	母子および父子福祉資金	81	343	193	115	732
	公的年金	—	1	14	1	16
	児童扶養手当	9	26	33	15	83
	生活保護	31	32	146	52	261
	その他	461	548	566	86	1,661
その他		43	134	75	39	291

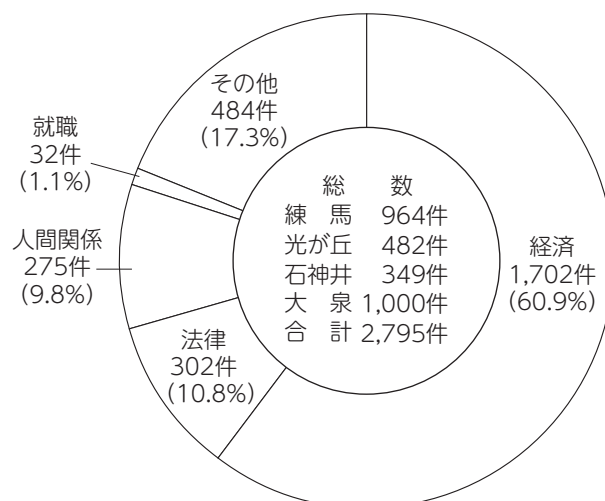
〔女性相談支援員の相談・指導件数〕

7年度



〔家庭相談員の相談・指導件数〕

7年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

7年度

区 分		人 数 (人)	全児童・生徒数に 対する比率 (%)
小学校 就学予定者	準要保護者 (※ 2)	188	－
小学校	要保護者 (※ 1)	239	0.72
	準要保護者 (※ 2)	2,845	8.51
中学校	要保護者 (※ 1)	164	1.24
	準要保護者 (※ 2)	1,678	12.71

※ 1：要保護者は「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※ 2：準要保護者は生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

学校教育支援センター教育相談室（光が丘）、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉でつぎの支援を行っている。

(1) 来室教育相談

不登校やいじめ等子どもの様々な課題に応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー（遊戯療法）、行動療法等の心理支援や助言を行っている。また、必要に応じて、他機関の情報提供等も行っている。

(2) 電話教育相談

電話により、助言や他機関の情報提供等を行っている。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 7 年度

〔来室〕 (単位：件)	
相談内容	件数
学校・学習	1,130
対人関係・集団（社会）生活	316
家族関係・家庭生活の問題	503
身体に出てくる問題	237
不安・自信喪失	106
精神疾患	—
発達の問題	361
その他	32
合 計	2,685

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	148
対人関係・集団（社会）生活	45
家族関係・家庭生活の問題	43
身体に出てくる問題	17
不安・自信喪失	10
精神疾患	—
発達の問題	31
その他	613
合 計	907

(3) 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了承を得て、相談員が学校訪問を行っている。

(4) オンライン教育相談

相談を継続している人を対象に、Zoom を使ってオンラインでも相談できるようにしている。

(5) メール相談

区ホームページにてメール相談を実施し、助言や他機関の情報提供等を行っている。7 年度は79 件の相談があった。

(6) チャット相談

児童生徒用タブレットパソコン等からチャット形式で悩みをカウンセラーに相談できる「ねりまホッとアプリ+（プラス）」を運用し、児童生徒の相談環境を整えている。7 年度は992 件の相談があった。

2 学校支援事業

(1) スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

(2) 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

(3) 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。7 年度は、26 回派遣し、延べ940 人の参加があった。

(4) ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。7 年度は、小・中学校11 校へ派遣し、延べ2,372 人の参加があった。

3 不登校対策事業

(1) フリーマインド・トライ（不登校児童・生徒への学習相談等支援事業）

小学生対象の「フリーマインド」、中学生対象の「トライ」では、不登校の児童・生徒に対し、学習支援、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3 年3 月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託した。また、6 年4 月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

〔実施状況〕 7 年度

教室名	年間登録数（人）	活動日数（日）
フリーマインド光が丘	82	173
フリーマインド石神井台	64	175
トライ光が丘	230	175
トライ石神井台	74	175

学校教育支援センター光が丘第一「つむぎ」では、集団での学習活動が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を委託実施している。7年度の登録者は22人だった。また、元年度から15～18歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、7年度の登録者は19人だった。

(2) 居場所支援事業

フリーマインド・トライへの通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。7年度の登録者は21人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。7年度の個別支援の対象人数は小学校210人、中学校251人だった。

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。7年度は31人を対象に延べ480回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

8年4月1日現在、区立小学校10校に11人、区立中学校1校に1人が在籍している。

6年3月に策定した「練馬区 保育園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図っている。

●ヤングケアラーへの支援の充実

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの専門職員の増員により、ヤングケアラー（※）支援体制の強化を行っている。

6年度から子ども家庭支援センターに、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげている。

また、7年度からは、社会福祉協議会に18歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置し、若者ケアラーへの支援体制を充実している。

ヤングケアラーチェックシートの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回に行うことで、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う。併せて、学校や支援者向けの研修や啓発を行っている。

※ヤングケアラー：

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

●社会的養護経験者の支援の取組

7年度から、社会的養護経験者の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、東京都児童相談所連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を実施している。

(1) 生活の支援「ささえる」

児童養護施設等を退所した区内の若者に対し、生活支度金（上限200,000円）、退所後5年間にわたり、家賃（上限36,000円）および光熱水費（月額10,000円）を補助し、生活を支援している。7年度は13人に支給した。

社会的養護経験者がやむを得ない事情で困窮した場合等に、一時的に家具付きアパートを提供し、生活の立て直しを支援している。7年度は1人に提供した。

(2) 居場所の支援「つながる」

社会的養護経験者が孤立しないよう、定期的に若者が交流できる場を提供している。7年度は36回開催し、延べ85人の参加があった。住まいや就職に関する相談を受けるとともに、希望する若者には食料を配布している。

LINEによる相談対応、弁護士による法律相談も実施している。

(3) 周知・啓発事業「つたえる」

社会的養護経験者の現状や支援の必要性について理解を広めるため、里親と里子を支援する団体と協働し、区民等を対象とした講演会を7年6月に開催した。今後も社会的養護経験者の現状等を紹介し、支援の必要性について理解を広めていく。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、7年3月に「練馬区特別支援教育実施方針」を策定した。学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会で検証を行い、指導方法の充実や支援体制の整備を進めていく。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

〔特別支援学級および特別支援教室〕		8年4月1日現在
種 別	小学校数（校）	中学校数（校）
知的障害	16	8
弱 視	1	1
難 聴	2	1
言語障害	5	—
特別支援教室拠点校	17	4
特別支援教室巡回校	48	29